

令和 3 年 度

重 点 施 策 の 概 要

1. ニセコ町の自然環境と景観を守り、生活環境を向上させます 16 ページ
2. ニセコ町の地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します 23 ページ
3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います 28 ページ
4. ニセコ町ならではの環境と調和した農業をつくります 29 ページ
5. 商工業と農業、観光業の連携を進め、地域産業の活性化を目指します 32 ページ
6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます 34 ページ
7. 町民がともに学びあい、支えあう文化を育てます 38 ページ
8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます 43 ページ
9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります 47 ページ
10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります 49 ページ
11. 住民みんながまちづくりを考え、活動します 51 ページ

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します

土地利用

(1) 準都市計画区域の景観の保全

ニセコアンヌプリ山麓地域を中心に土地取引が行われ、無秩序な開発の進行などによる住環境の悪化が懸念されたことから、平成21年3月に準都市計画を策定しています。土地利用を規制・誘導し秩序ある土地開発と環境保全を図るため、制度の適正化に努めています。令和3年度は、開発行為2件、建築物等25件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているかなど審査を行っています。

(2) 土地利用・空き屋対策事業

土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的に国土利用計画法が制定されています。法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用を図るため、1万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。令和3年度の届出は19件となっています。

ニセコ町景観条例に基づき、空き家対策を進めています。令和3年度は、廃屋1件を所有者により撤去することができました。また、ニセコ不動産業協会と家屋の管理に関する協定を結び、別荘・空き家の管理体制を整えています。

自然環境

(1) 環境基本計画の推進

平成24年度に作成した第2次ニセコ町環境基本計画（平成24年度～令和5年度）では、毎年その進行状況に関する評価を行っています。令和3年度は、ニセコ町環境審議会を9月に開催し、環境基本計画等の進捗管理及び評価を行いました。

また、環境教育として、小学生を対象とした水生昆虫観察会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

第2次環境基本計画は、平成24年度から12年間の計画で、第1次と同じく「水環境のまちニセコ」をテーマとし、9つのプロジェクトを掲げています。

①水資源と地下水の保全、②水辺の環境、③生態系の保護保全、④水質の保全、河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり、⑤森林環境の保全・育成、⑥環境と調和した安全・安心な農産物の生産、⑦自然エネルギーの導入による温室効果ガスの削減、⑧省資源・省エネルギーの取り組み、⑨ごみの分別と資源化

(2) 水資源の保全

ニセコ町地下水保全条例に基づき、井戸設置者から地下水の使用量についての報告を求めています（くみ上げポンプ吐出し口8cm²以上の施設を有する場合）。

近年、開発に伴う地下水の汲み上げの相談案件が増加傾向となっています。令和3年度は申請が6件あり、許可1件、届出5件の実績となっています。

〔許可を受けている施設件数及び地下水くみ上げ数量〕

年度	件数	くみ上げ量	稼働日数（延べ）
平成２６年度	９	３１８，３５３ｍ ^３	４，１８４日
平成２７年度	１０	３７５，４００ｍ ^３	４，３１４日
平成２８年度	１２	４１７，２２６ｍ ^３	４，３０６日
平成２９年度	８	４３３，８７６ｍ ^３	３，４００日
平成３０年度	８	４２４，３９０ｍ ^３	３，３８１日
令和元年度	８	４３１，４０２ｍ ^３	３，３８１日
令和２年度	８	２５２，８８７ｍ ^３	４，３８２日
令和３年度	９	２１２，１４９ｍ ^３	５，２３９日

生活環境

（１）簡易水道事業

① 水道事業の運営

町水道は、簡易水道１地区、専用水道１地区、飲用水供給施設２地区として、安心・安全で安定的な水道水の供給を行っており、その普及率は９６．６％です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

簡易水道事業会計の公営企業会計化に伴う公営企業法適用基礎調査業務及び固定資産台帳作成委託業務を実施しました。

② 水道施設の維持管理事業

水道管及び浄水場など水道施設の維持管理を民間事業者へ委託しています。

水質検査は蛇口からの通常検査（毎月１回）のほか、水源池の原水精密検査（年１回）と浄水精密検査（年４回）を行っています。

水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害など本町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険に加入しています。

令和３年度は水道管路管理システムの機器更新を実施しました。

③ 施設維持補修事業

配水施設では市街地区低区配水池の内部防水シート工事、宮田地区小花井浄水場の外壁防水塗装工事を行いました。

令和３年度は水道本管での漏水事故が６件発生し、修理工事を行いました。

④ 量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた８年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）については、取り替えが必要となります。

令和３年度は平成２５年度に設置した量水器が対象となり、３３８台の取替工事を実施しました。

⑤ 施設更新整備事業

曾我地区では、林道ニセコ東山線沿及び町道一号線での配水管更新工事、配水池で増圧ポンプ更新工事、配水管路では減圧弁更新工事を行いました。

市街地区では次年度工事予定箇所の国道五号線の配水管更新工事実施測量設計業務を実施しています。工事では低区配水池仕切弁更新工事を行いました。

福井地区では導水管路の減圧水槽フロート弁更新工事、浄水場の流量計更新工事を行いました。

⑥ 施設拡張整備事業

市街地区ではSDGS街区へ水道を供給するための配水管拡張工事実施測量設計業務を実施しました。また、市街地区水源水量拡張に対応するための井戸ボーリング掘削工事を行いました。結果として水量においては市街地区の不足分を補う量はありませんでしたが、水質が基準値を超える物質が検出されたことにより安全な水質が確保できないことが判明し、水道水源として使用することは不可能と判断いたしました。

(2) 公共下水道事業

① 下水道事業の運営

ニセコ町の下水道は、整備予定区域の91.8%の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は97.7%となっています。

令和3年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

公共下水道事業会計の公営企業会計化に伴う公営企業法適用基礎調査業務及び固定資産台帳作成委託業務を実施しました。

② 下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約700m³にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、生ごみと共に堆肥化されています。令和3年度は229tの汚泥が発生しています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管理センターでは、機械設備及び電気機器の分解整備、部品交換を行い施設の延命を図っています。

下水道管路の維持管理については、管路清掃やマンホールポンプ所の清掃を行いました。

③ 公共下水道整備事業

本町の下水道管理センターは供用開始後21年が経過し、今後、電気機器及び機械設備が老朽化により更新の時期を向かえます。町では計画的な更新を行なうため令和3年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道施設機械電気設備

更新工事実施設計業務を実施しました。

下水道管路施設ではSDGS街区での排水処理のため下水道污水管渠実施設計を行いました。

④ 農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は、蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用（運営経費や施設の維持管理経費）の一部を蘭越町に負担金として支出した他、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。

農業集落排水施設では令和4年度から施設更新を蘭越町が主体となって進めるため、令和3年度は更新工事に伴う実施設計の負担金を蘭越町に支出しています。

（３）浄化槽整備事業

町では、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を推進しています。

令和3年度は、5人槽5基、7人槽2基、10人槽1基の合計8基について、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しました。

（４）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

処理施設は老朽化しているため、新設を計画しており、令和2年度は建設予定地の土地の購入、令和4年度には建設のための交付金に必要な地域計画を策定する予定となっています。

ここ数年の処理量の動向では、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加していましたが、令和3年度は昨年度同様に新型コロナウイルスの感染拡大の影響で減少となりました。

・ 処理量動向

（令和3年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
197.13km ²	1,009t	2,591t	3,600t
（前年度比）	（85.2%）	（90.1%）	（88.7%）

（５）ごみ収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全17区分による分別収集を行っています。ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知しています。

また、現在不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、倶知安町の民間事業者の施設に埋立処理をしています。

・ごみ類の収集動向

(令和3年度)

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	699 t	120 t	338 t	370 t	21 t	1,548 t
前年度比	102.0%	99.2%	105.6%	93.2%	116.7%	99.9%
リサイクル率	73.3% (前年度76.1%)					

(6) 廃棄物広域処理事業

可燃ごみの処理は、これまで羊蹄山麓7町村の共同運営で焼却処理を行っていましたが、平成27年3月からは処理方法を固形燃料化処理に変更し、処理は倶知安町の民間事業者へ委託しています。

(7) 資源物リサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化（リサイクル）されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う（財）日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

なお、旧役場裏にある資源ごみ保管庫は令和3年7月に廃止をしました。今後は週1回のごみステーションでの資源ごみ収集日に出すか、収集日に出せない場合は曜日と時間が限定となりますが有限会社塚越産業への持ち込みで対応しています。

(8) 一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成21年6月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破碎処理により、埋立量の減量化が図られ、約11.7%の残容量となっています。

不燃ごみ、粗大ごみを倶知安町の民間施設で処分しており、また、可燃ごみの固形燃料化処理の開始により焼却灰の埋立てもなくなったことから、令和3年度に最終処分場でごみの埋立は行われていません。

(9) 廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。

国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でも燃やすごみの固形燃料化処理への変更など、ごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせしています。

また、ごみの分別ルールと排出方法などをより多くの町民に理解いただくため、ごみ分別アプリを導入しています。

（１０）不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。

なお、過去には「不法投棄」、「野焼き」が警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

（１１）環境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、４月と１０月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力によりクリーン作戦などの清掃活動を実施しました。

（１２）衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスの掃除や見回りなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

平成３０年度からは、町補助事業によりダストボックス内生ごみバケツの更新を行っています。

（１３）食品衛生事業

町では、俱知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

令和３年度の「食中毒警報」は、６月１０日から８月３１日の間に１４回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。

食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取り組みを進めます。

（１４）畜犬対策と動物愛護

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（６月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間を通して野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

・犬の登録数

令和２年度末	新規(+)	転入(+)	転出(-)	死亡(-)	令和３年度末
３２３頭	２１頭	１４頭	７頭	３８頭	３１３頭

（１５）ニセコ斎場の維持管理

斎場については、平成２８年度から平成２９年度にかけて大規模改修工事を行いました。引き続き、設備の定期点検や整備を行い、適正な維持管理に努めます。火葬業務は、引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

・ニセコ斎場の使用状況

年度	使用回数	(うち町外者)	月平均使用回数
令和3年度	42回	(1回)	3.5回
令和2年度	51回	(1回)	4.3回

(16) 墓地の維持管理

中央墓地及び5か所の地域墓地については、適正な使用（許可）管理を行っています。また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成20年度に新規造成した中央墓地の53区画については、令和3年度末現在で残り18区画となっています。

農林業

(1) 林業の振興

一般民有林の森林整備を促進するため、「豊かな森づくり推進事業」により森林所有者が計画的に伐採跡地などで行う植林に対して、森林組合と連携しながら支援するとともに、町独自の除間伐奨励事業により森林所有者が行う間伐に対して支援しました。

町有林の整備は、豊かな自然環境の保全や水源かん養等の本来の森林機能を維持することと適正な資源の循環利用や将来の財産形成を目的として実施しています。令和3年度は、町有林内の森林の保育事業として間伐8.97haのほか、作業道の草刈を実施しました。

(2) 森林づくりの基本理念と方向性を示す森林ビジョンの策定

森林資源を持続可能な形で地域経済の活性化・循環に結び付けていくためには、長期的な森林の将来像を見据え、森林の持つ公益的機能・多面的価値など、関係者が議論・共有のうえ、森林づくりの基本理念と方向性を示す必要があることから令和3年8月に「ニセコ町森林ビジョン」を策定しました。

本ビジョンでは、「ニセコ共生循環の森林づくり」をテーマとして、50年後と20年後の目指すべき姿・方向性を将来像として定め、その取組の基本方針を①森林環境の整備・保全、②森林資源の利活用、③事業者の育成、④森林空間の活用、⑤情報の発信と参加の5項目としました。

町では、本ビジョンに示す方針の推進とそのための体制の整備に取り組むとともに、国や道、後志管内を中心とした他の公共団体等に対して、本ビジョンに基づく取組への理解と協力を求め、将来像の実現に取り組めます。

2. ニセコ町の地域資源を活かし、快適な生活基盤を整備します

生活環境

(1) 地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町における光ファイバー網施設（高速通信網）は、これまで町が所有し、通信事業者に貸し付けてサービスの提供を行ってきましたが、所有していた光ファイバー設備等すべてを東日本電信電話株式会社（NTT）に譲渡しました。

(2) コミュニティFM事業

情報共有、防災機能強化の一環として、ラジオニセコに対し、委託事業及び補助金による継続支援を行いました。

令和4年7月末 配布状況

貸出総台数 1,831台／2,852世帯・事業所（貸出率64.2%）

（旧ラジオ620台＋新ラジオ1,211台）

【新ラジオの配布状況】

日本人世帯 1,027台／2,368世帯

外国人世帯 19台／153世帯

事業所 165台／331事業所（うち81台世帯重複）

その他 別荘18台、公共施設61台

計 1,290台

コミュニティFMについて

平成20年12月の「そよかぜ通信」廃止以来、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月31日に開局しました。ラジオ局開設にあたっては、放送局の開設準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、株式会社ニセコリゾート観光協会が行っています。

町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送と職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

(3) にこっとBUS（デマンドバス）の運行

平成24年10月から「にこっとBUS」を運行していますが、近年、コロナ禍の影響により、バス利用者は減少となっています。

・にこっとBUS乗車実績

(過去5年分の4月～3月まで)

年度	乗車件数(件)	乗客数(人)	日平均乗客数(人)
平成29年度	14,610	17,521	48
平成30年度	14,703	17,545	48
令和元年度	14,255	16,660	46
令和2年度	11,099	12,747	35
令和3年度	12,029	14,286	39

(4) 周遊バス、助け合い交通、生活バス路線（福井線）の運行について

① 周遊バス

にこっとBUSの予約混雑時のお断り件数を減らすために取り組んできたバス運行事業について、これまでのスキーバスと統合し周遊バスとして試験運行を行ってきましたが、コロナ禍のため利用者数は大幅に減少している状況です。

※町民無料バスを発行。

＜周遊バス・スキーバス利用者数＞

	R1			R2			R3		
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
利用者	2,313	427	2,740	262	688	950	535	914	1,449

② 福井地区助け合い交通

自治会が主体となった自家用車を活用したボランティアによる助け合い交通が福井地区で運行。その取り組みを支援しています。

(令和元年度実績：5月～3月 130回運行 191人(通院：36%、買い物33%))

(令和2年度実績：4月～3月 83回運行 115人(通院：29%、買い物37%))

(令和3年度実績：4月～3月 78回運行 107人(通院：31%、買い物37%))

③ 生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、にこっとBUSの運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ1路線（福井線）のみとしています。両町の路線距離に応じ、路線の運行事業者であるニセコバス（株）に国の基準に準拠して両町からバス路線維持費補助金を支出しています。

(5) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

① 北海道新幹線

北海道新幹線は、平成28年に3月に新函館北斗駅まで開業し、道民の長年の悲願である新幹線が北海道に上陸しました。新函館北斗・札幌間は、平成24年6月に工事実施計画が認可され、令和12年度末（2030年）に完成・開業する予定となっています。新幹線の早期完成に向け要望を続けています。

北海道新幹線開業へ向けた動きが加速する中で、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、経営分離後の運行方法等、北海道及び沿線市町と協議を続け、令和4年3月開催の後志ブロック会議において、「長万部・小樽間」の全線バス方式による運行が確認されました。

今後、後志地域の新たな交通体系を整備し、利用者の利便性を高めていくこととしています。

平成24年	6月	北海道新幹線新函館北斗～札幌間の整備新幹線着工認可
平成24年	11月	事業概要説明。以降、測量やボーリング調査等を実施。
平成25年	12月	昆布トンネル（桂台工区）工事発注
平成26年	12月	〃 着工
平成27年	2月	昆布トンネル（宮田工区）工事発注
平成27年	12月	〃 着工
平成28年	3月	北海道新幹線 新青森・新函館北斗間開業
平成29年	2月	ニセコトンネル工事発注
平成30年	7月	〃 着工
令和3年	8月	羊蹄トンネル掘削開始予定
令和12年～		開業予定

② 北海道横断自動車道

道路網の形成は、地域経済の活性化、高次医療施設への搬送時間の短縮、さらに大規模災害時の代替ルート機能確保のため、必要性が高まっています。

特に北海道は、他の都府県に比べ広大な面積を有し、道内主要都市や地方生活圏を結ぶ高規格道路ネットワークの必要性は極めて重要であります。

後志自動車道については、平成30年に開通した「余市～小樽間」に続く「共和～余市間」「倶知安～共和間」の早期開通を目指し、国に対して安定的な予算確保を要望しています。さらに、ニセコ地域を中心とした観光投資の増大や北海道新幹線の札幌延伸等を勘案した「黒松内～倶知安間」の調査の促進とともに、そのうち「蘭越～倶知安間」の計画段階評価の調査が計画的に進むよう関係機関への要望を継続していきます。

（6）道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

- ・町道整備状況（道路台帳）：189路線 実延長180km
（令和4年3月末） 改良率67.7%
舗装率63.8%

① 町道の整備

町道中学校通歩道整備実施設計の実施や町道曾我停車場線歩道転落防止策設置工事L＝20m及び町道駅前西三号線歩道整備改良舗装工事L＝187mを行いました。そのほか、法面補修や小規模な道路附帯工事など安全な道路交通網の整備を進めました。

② 道路維持管理事業

町道における側溝の清掃、砂利道路及び舗装道路の維持補修、雑木除去など地域住民の安全走行確保のため、日常的に道路点検を行い道路の維持管理を実施しました。町道の草刈については、年2回を基本に実施し、一部の道路など、資源保全推進会の協力を得て、道路交通の安全確保に努めました。

③ 橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図るため、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の点検・設計・工事を国の交付金事業の採択を受け補修工事を進めています。令和3年度は町道ニセコ南西橋通イトウ橋の補修工事と橋梁長寿命化補修設計や橋梁点検（5橋）を実施しました。

（7）河川・公園の維持管理

普通河川のパトロールを行い、強風や大雨による倒木処理など地域住民の安全・財産確保のため、維持管理を行っています。令和3年度は、小花井地区17号川護岸改良工事L=70mやカシュンベツ川の雑木撤去を行うとともに町道第二富川旧国道、町道ルベシベ通、町道別太通の災害復旧工事を実施しています。

公園の管理は、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行うとともに、農村公園の再整備を進めるための実施設計を策定しました。そのほか、公園の遊具点検など、安全に遊べる公園管理を進めています。

（8）公営住宅の整備

本町では、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」及び「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、時代のニーズにあった公営住宅への再生を進めています。令和3年度は、綺羅団地1号棟・2号棟の長寿命化型改善工事を実施しています。

・町営住宅種別戸数

（令和3年度末現在）

種 別	区 分（戸数）	合 計
公営住宅	本通A団地（65）、本通B団地（11）、有島団地（20）、西富団地（8）、富士見団地（36）、新有島団地（32）、中央団地（48）、望羊団地（72）、綺羅団地（20）	312戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地（28）、本通A団地（12）	40戸
その他	コーポ有島（48）	48戸
合 計		400戸

（9）公営住宅の維持管理

公営住宅の老朽箇所について点検確認を行い、維持管理の効率化と入居者が、安全で快適な生活ができるよう必要な修繕を行っています。令和3年度は、綺羅団地2号棟ベランダ手摺修繕工事、富士見団地冬囲い修繕工事、新有島団地階段滑り止め修繕工事を行っています。

(10) 住宅における耐震改修

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年度に「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定し、平成28年度に計画の見直しを行っています。町民に対し、耐震改修の重要性について普及啓発を行うなど、町民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、より一層の耐震化の促進に取り組みました。

(11) 除雪対策事業

冬期間の安定した生活道路の確保のため、民間事業者への委託により町道12.9kmの除雪を実施しました。また、生活道路除雪費補助として、26団体に道路除雪費の一部を補助しています。

3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います

エネルギー

(1) 環境モデル都市第2次アクションプランに基づく取り組みについて

2050年度までに2015年度比でCO₂の86%削減を目標とする本町は、平成31年3月に「環境モデル都市第2次アクションプラン」を策定しました（計画期間／令和元年度から5年間）。この計画では、「CO₂の削減と経済活動の活性化の両立」を基本に掲げ、8つの政策分野と具体的な37の取り組みの実施により、目標達成を目指しています。

2020年7月には、気候変動が危機的な状況にあることを認識したうえで、2050年には二酸化炭素排出実質ゼロ「ゼロカーボン」を目指すことを表明しました。

今後、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、既に起こりつつある気候変動の影響に対処していく「適応」の両面から取り組みを進めることとし、ニセコ町気候変動適応方針、建築物再生可能エネルギー設備導入検討マニュアルを策定しました。

環境モデル都市とは、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことで、ニセコ町は平成25年10月に事業提案を行い、平成26年3月に内閣府より選定を受けました。

(2) 住環境の整備促進

①環境負荷低減モデル集合住宅整備促進事業

民間賃貸住宅の性能向上を図ることにより、環境負荷低減と生活の質を向上するため、一定の性能基準を満たした民間賃貸住宅に対する補助制度を平成30年度に創設しました。令和3年度においては、補助実績がありませんでした。

②住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図っています。令和3年度においては、1棟500千円の補助を行っています。

4. ニセコ町ならではの環境と調和した農業をつくります

農林業

(1) 農業委員会委員の活動

令和3年度においては、総会を11回開催し、農地法等の法令業務に基づき、農地の利用権設定や転用申請に係る審査及び許可等農地の利用調整を行いました。

業務の執行にあたっては、町農政課などと連携を図り、農地の現状把握を行い、耕作放棄地の解消や農地転用事務の適正な執行など優良な農地を保全するための取り組みを行っています。

平成25年度から、農地の有効利用と農業者経済の活性化を図るため、農地賃借料の一部を助成する「ニセコ町農地流動化促進事業」を進めています。

これらの取り組みについて、農業委員会としての活動計画を策定し、その点検と評価を行うなど「業務の見える化」に努めています。

このほか、本町が将来へ向けて、持続的に発展するためには、地域産業の担い手確保が重要と位置づけており、農業や商工業後継者などの花嫁対策（グリーンパートナー推進事業）についても、引き続き取り組んでいます。

(2) 国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を強力に推進しています。

本事業では、農用地の大区画化や汎用化、水利施設の近代化を進め、農業生産の向上を図るとともに、農用地の集団化や担い手への利用集積を進めます。

令和3年度は、区画整理工事に着手して7年目となり、7年間で856haの工事を実施しました。事業主体である北海道開発局や北海道、地元促進期成会と連携し、事業の円滑な推進とともに受益者負担の軽減や通年施工時の所得補填など、国の制度を利用した対策を進めています。

また、小規模な土地改良事業や農地・農業施設災害復旧についても、湿害対策や近年の異常気象に対応するため、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路補修事業、農業用水路等用地確定支援事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

(3) 環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践を重点的に取り組むため、老朽化の進んだ設備の更新や補修、施設の維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES! cleanなどの認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への

取り組みを支援しています。本年度も、町内の約9割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として10アール400円の補助に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、60キロ200円の補助を実施しました。また、酒米のさらなる振興を図るため、60キロ200円の補助を継続実施しました。

また、環境保全に根差した農業の確立のため、1団体(3戸の農業者で構成)が環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組みました。

(4) 収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を推進することにより、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を農業者と共に取り組んできました。土づくり、輪作の一役を担っている緑肥作物奨励事業についても引続き取り組みました。また、農業機械導入による営農効率化のため、「強い農業・担い手づくり総合支援事業(融資主体型補助事業)」や「産地生産地域パワーアップ事業」等における予算確保をして、機械導入補助を実施しました。今後も、農業者の規模拡大への支援、経営の効率化、スマート農業の導入など、農業者の経営に支援する取り組みを推進します。

水田では高品位米の低コストによる安定生産栽培に加えて、消費者ニーズに呼応した安心・安全ブランド「とっておき米」、酒米の「きたしずく」「彗星」の活用促進を行い、産地確立と売れる米のブランド化を引続き推進しました。

経営所得安定対策の実施については、地域農業再生協議会を交付金の申請事務や支払手続の窓口とし、販売価格が生産費を恒常的に下回っている米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯、そば等に対する補填を行いました。

(5) 多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠と考え、農業委員会と連携を図り、優良農地の確保や離農者からの農地のスムーズな移動など農地流動化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「多面的機能支払交付金事業」を継続し、地域住民を交えた町内8地区の地域活動組織による共同活動を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域活動の取り組みに対して町内3地区に対し支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

(6) 地域ぐるみで担い手の確保

農業者の高齢化の進行により、後継者や地域の担い手対策は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して確保へ向けた取り組みを推進しています。特に新たな参入者などに対しては経営が安定し、持続的に営農していけるように育成支援を積極的に推進しました。また、就農者に対する「新規就農資金制度」や「農業次世代人材投資資金(旧青年

等就農給付金)」の適正な給付、経営継承を行った農業後継者へ「経営継承・発展等支援事業」の実施の他、各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の新規認定及び更新、指導農業士・農業士の育成、農業青年会活動の促進に努めました。

（７）畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引続き良好な畜産環境の維持に努めました。また、町営集約草地と堆肥センターの維持管理を行いました。特に、老朽化が激しい堆肥センターについては、運営に支障のないよう改善を進めました。

さらに、ＪＡようてい地域の関係者が連携して地域全体で収益性の向上を図るための広域畜産クラスター協議会に参画し、酪農事業者への支援を引き続き行っています。今後も、畜産環境の整備と生産性の向上を目指して、協議会を軸にさらなる振興に努めます。

5. 商工業と農業、観光業の連携を進め、地域産業の活性化を目指します

農林業

(1) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。令和3年度も、JA水稻生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会、田中酒造株式会社と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進を行いました。また、酒米活用の推進では、ニセコ町産酒米を活用した「特別純米酒ニセコ蔵人衆」をはじめ「大吟醸ニセコ蔵人衆」をラインナップに加えと同時にラベルの刷新、「ニセコ蔵人衆缶」、「新米新酒」等の販売などにも取り組みました。また、ニセコ蒸留所開設の縁で八海醸造株式会社とも連携し、ニセコ町産米「彗星」を100%使用した日本酒「蝦夷富士」2種を販売開始することができ、各メディアを参集し発表会を八海醸造と共同で行い、酒米の里づくりを推進してきました。

このほか、農業者の6次産業化を推進するため、6次産業化に意欲のある農業者へ事業の説明を継続的に実施しています。

引き続き、ニセコ町農産物の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しています。

商工業

(1) 地域産業振興

令和3年度も新たな事業所等の開設が進む一方、高齢化などの理由による廃業もありましたが、商工会の会員数は前年度末から10事業所増の207事業所（3月末）となっています。

前年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ニセコ町内においても宿泊施設や飲食店をはじめ、体験事業者や小売店など多くの業種の事業者の経済的疲弊は甚大なものとなりました。そこで、町民の暮らしを支え、町内事業者のみなさんが、事業継続と雇用を維持できるよう様々な経済対策を実施しました。主なものとして、商品券配布事業、観光施設持続化支援給付金事業、プレミアム付商品券発行事業、スキー場感染症対策予防対策強化支援事業、第三セクター経営維持給付金事業など、ニセコ町商工会やニセコリゾート観光協会と連携して実施しています。

このほかにも、中小企業の経営安定のため、金融機関や北海道信用保証協会と連携して中小企業特別融資事業を実施しています。

(2) 創業や事業継承の支援

今後も事業者数を増加させ、地域内の経済循環を強化していくことが求められています。継続して創業への支援することが重要であり、そのための取り組みを進めます。町では、国の認定を受けたニセコ町創業支援計画により、ニセコ町商工会、地域金融機関

（日本政策金融公庫、北海道信用金庫、北洋銀行）、ようてい農業協同組合ニセコ支所、(株)ニセコリゾート観光協会、小樽商科大学と連携して、創業支援相談窓口の開設、ビジネスセミナーの開催など地域内での起業意向を促進してきました。

また、起業や新たな事業に取り組む事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業家等サポート事業により、資金面での支援を行っていますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の中、5件の実績がありました。

6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます

観光

(1) 観光客の誘致

令和3年度は、前年に引き続き新型コロナウイルス感染拡大による影響が大きく、令和2年度の約94万人からは若干の回復は見せたものの、約100万人となっており、コロナ禍前であります令和元年度の約175万人の入込と比較しますと、まだまだ低い水準となっております。中でも訪日外国人（インバウンド）は「宿泊延べ数」では、令和元年度は約16万人泊だったものが、令和2年度、3年度は延べ200人泊に満たない状況となっております。

ニセコ地域はこれまで海外プロモーションを強化してきましたが、新型コロナウイルス感染リスクなど、リスクに強い観光地づくりも心がけていく必要があります。適切な地域情報の発信をしつつ、地域課題へ向けた取り組みの着実な施策の実行により、観光客がニセコを目的地として考えてもらえるようにすることが重要となっています。

今後は持続可能な観光地に向け、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた着地型の旅行商品の造成、効果的なプロモーションやマーケティングを行うと同時に、観光客と地域住民の双方に配慮し、多面的かつ客観的なデータ計測を行いながら中長期的な計画に基づく観光地マネジメントを行うことが重要になります。

(2) 観光客受入環境の整備

冬季はスキー場の利用客が増加しますが、特にニセコ駅などを含む市街地からスキー場方面に移動する交通手段が限られているため、企画環境課と連携して周遊バスを運行し、地域内交通手段の確保に努めました。

また、現在、観光案内所は道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅の2か所に開設されておりますが、引き続き、その業務を(株)ニセコリゾート観光協会に委託しました。観光協会では旅行商品販売等の業務と案内業務を組み合わせることにより、来訪者にはよりきめ細やかなサービスができるため、引き続き支援を行うこととしています。

このほか、宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花を植栽する地域活動を支援するなど、受入環境の整備について取り組みました。

(3) 観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。

令和3年度も引き続き、協議会で取り組む「ニセコルール」の運用の徹底した取り組みを進めると共に、各スキー場によるパトロールやニセコなだれ調査所による雪崩情報の提供も行った結果、令和3年度は雪崩による死亡事故は発生しませんでした。また、この活動の核となるニセコ雪崩調査所を持続可能なものとするため、人材育成を兼ねて2名増員するなど、体制強化を行っております。今後も地域の重要なルールとして広く

浸透を図り、正しい認識を醸成し、各スキー場やニセコなだれ調査所と一層連携していく必要があります。また、雪崩事故防止等の雪氷災害防止に向けて国立研究開発法人防災科学技術研究所との連携協定の下に、雪崩事故防止等の雪氷災害の防止に向けた取り組みや向上を図りました。雪山の安全対策は重要な施策であり、引き続き関係機関と連携して取り組みます。

（４）観光振興活動、体制の支援

アフターコロナを見据え、国際的な競争力の向上を図るためには、町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾートを目指し、魅力的な地域に発展させていくことが必要です。観光振興の推進の中心的な役割を担うニセコリゾート観光協会の体制整備や人財の集積を継続して進めるため、国の制度を活用し、民間企業からの派遣社員を配置し、より専門的な技術を活用して、活性化に向けた取り組みを推進してまいりました。

また、世界に選ばれる観光地としての持続可能な観光地域づくりの旗振り役としてサステナビリティコーディネーターを登用し、グローバルサステナブルツーリズム協会（GSTC）の国際基準への達成を目指した取組みに着手し、「グローバル・トップ１００」に２年連続で選定され、さらに、国連世界観光機関（UNWTO）から“世界における観光地の優良事例”として「ベスト・ツーリズムビレッジ」を受賞することができました。

一方で、地域の魅力向上やPRにつながる各種イベントの再開を見据えて体制強化を図っておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、依然として多くのイベントの中止や縮小開催が余儀なくされました。

（５）広域観光の取り組み

蘭越町、ニセコ町、倶知安町の３町による「ニセコ観光圏」による広域の取り組みを進め、PR活動や満足度調査など共通施策を実施しました。

また、倶知安町、蘭越町、共和町、岩内町と連携して進めている「ニセコ山系観光連絡協議会」においては、ニセコエクスプレスの発行や沼めぐりコースの整備等を行いました。

（６）観光施設の運営管理

道の駅ニセコビュープラザや綺羅乃湯、五色温泉インフォメーションセンターなどの観光施設の適正な管理運営を行い、多くの観光客が安心して快適に利用できるよう努めました。

綺羅乃湯の改修については、老朽化やコロナ対策として大浴場の換気扇取替改修、洋風露天風呂タイル張替、和風露天床張替、和・洋風風呂のウッドデッキ張替を行いました。さらに、洗い場に衝立の設置を行うなど、コロナ禍のなか安心してご利用いただけるよう対策を行っています。

（７）観光大使等の設置

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、落語家の林家木久扇さんのほか、東京ニセコ会役員等１１人が観光大使として活躍していま

す。このほかに、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。

また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流促進とPRを行うため、東京ニセコ会の活動を支援しました。

（８）中央倉庫群の再活用について

町民や観光客などが交流し、気軽にくつろげる休息の場を提供し、また、町民の生活文化や教養の向上を図り、本町の地域振興と産業の活性化に資する施設として運営しています。

これまで、指定管理者とともに子育て支援や町民利用促進、テレワーク機能の充実、出展チャレンジ型カフェ運営などに取り組んできました。コロナ禍において、利用者を限定するなど対策を講じながら、町民限定無料貸館などにも取り組んできました。

指定管理内容

指定管理者	株式会社住まいるニセコ
指定期間	令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで
対象施設	旧でんぷん工場、１号倉庫、広場

経緯・状況

- 平成２３年度：中央倉庫群再活用事業スタート
- 平成２７年度：改修工事完了、管理運営団体（指定管理者）決定
- 平成２８年度：施設オープン、テレワーク機能整備
- 平成３１年度：指定管理者変更、ワーケーション連携協定締結、子育て支援充実
- 令和２年度：テレワーク機能強化、木製遊具整備、移住相談窓口設置、協力隊拡充
- 令和３年度：チャレンジキッチン、ワーケーションモデル事業

【施設の利用状況】

延べ利用者数（人）

月	R3	R2	R1	H30	H29	H28	R3 実績の主な利用・取組
4 月	821	321	777	384	518	－	チャレンジキッチン（スープカレー、パン屋）
5 月	426	187	859	586	715	－	
6 月	398	343	1,616	591	982	－	木製遊具愛称公募
7 月	1,138	953	1,278	506	1,775	2,331	映画観賞会、
8 月	600	815	1,328	760	2,911	667	木製遊具愛称お披露目会、物販拡充
9 月	131	1,135	1,656	1,327	782	1,256	緊急事態宣言に伴う利用制限
10 月	1,110	1,084	1,445	977	1,169	701	ワーケーションモデル事業
11 月	1,115	865	1,459	504	935	1,088	音楽芸術祭
12 月	814	864	972	460	857	712	視察受け入れ、ワーケーションモデル事業、チャレンジキッチン（お好み焼き）
1 月	490	460	1,527	247	251	403	お試し協力隊、こどもまちづくり委員会
2 月	616	692	2,042	1,029	756	444	チャレンジショップ（古着屋）
3 月	315	872	623	351	594	698	ミニコンサート
合計	7,974	8,591	15,582	7,772	12,225	8,300	
月平均	664	716	1,299	648	1,019	922	

7. 町民がともに学びあい、支えあう文化を育てます

学校教育

(1) 「ニセコスタイルの教育」を目指した施策展開

教育委員会では、町の教育振興政策の基本方向を定め、概ね10年間に渡る長期的な施策の柱・目標を設けたニセコ町教育振興基本計画を平成25年度から進めています。この計画は「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」及び「学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現」を理念とし、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方針として9つの目標を定め、前期5年には36施策、後期5年には25施策に取り組んでいます。

令和3年度も、計画の重点施策である学校運営協議会（コミュニティスクール委員会平成29年度設置）において、「地域と共にある学校づくり」を推進し、幼児センターから高校まで連続した一貫性のある教育活動の推進を柱に、小中学校が特に連携する「小中一貫教育」の確立について継続して取り組んできました。

また、新型コロナウイルスのまん延により、活動制限もありましたが、各学校と連携しつつ学校支援ボランティアを活用しながら事業を進めました。

(2) 義務教育（小学校、中学校）

各学校では、保護者や地域住民の信頼と期待に応えるべく、自校の教育方針や教育計画、活動状況などの周知、情報提供に努めるとともに、学校評価を行いPDCAサイクルによる評価結果の活用を進め、学校改善、教育の質向上に取り組みました。この中で、子ども一人ひとりの「豊かな心と健やかな体の育成」、「生活習慣と社会性の育成」、「確かな学力の育成」のための各種施策に取り組んでいます。

「豊かな心と健やかな体の育成」では、人権教育や道徳教育などの教育活動のほか、体験活動や修学旅行先等での伝統文化体験や芸術鑑賞、国の全国体力・運動能力等調査などの活用による体力・運動能力の向上に取り組みました。

「生活習慣と社会性の育成」では、挨拶活動、外部人材による様々な特別授業や職業体験、国際交流、子ども議会活動などに取り組みました。

「確かな学力の育成」では、国が行う全国学力・学習状況調査に参加し、課題の検証を行いながら指導改善・工夫に取り組むとともに、アクティブ・ラーニングなどの具体的な学力向上策に取り組みました。また、国語力向上のため、学校図書室の活用や朝読書、読み聞かせの活動を進めるとともに、「あそぶっく」の協力を得て学校図書室支援員を配置し、学校図書室の改善や選書の充実などにも取り組みました。

特色ある教育の推進においては、英語教育については、令和2年度から始まった小学校の新学習指導要領に対応すべく、平成30年度に策定した「ニセコ町英語教育推進プラン」により時間数の確保やALTの配置を行いました。また、令和2年度に整備を行ったGIGAスクール構想について、学校間における情報共有とICTを活用するための必要な環境等についてニセコスタイルの教育のICT部会で検討しました。さらに、ニセコ中学校において、「ニセコ学（ふるさと学）検定」に取り組みました。

特別支援教育では、小・中学校に特別支援学級を設置しながら、町単独の予算措置による特別支援講師4名を配置し、学校全体での指導充実に努めました。取組みの中では、ニセコ町教育支援委員会を中心とした学校間や関係機関との連携、支援の充実のためケース会議を開催し関係者の情報共有に努めました。

（３）町立高校（ニセコ高等学校）

ニセコ高等学校では、町立高校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。

令和3年度もコロナウイルス感染症対策から、海外研修を国内に振り替えたり、校内での苗販売会を中止したりと、生徒活動を縮小しなければなりませんでした。

また、ニセコ中学校との交流学习や体験入学実施などの連携や道内中学校への周知を図るとともに、ホームページ、印刷物の更新の他入学支援金、帰省旅費の補助などの学校振興に取り組みました。

さらに、ニセコ高校が今後も持続可能な学校であるために、学校の在り方や老朽化した希望が丘寮の検討についても取り組んでいます。

（４）その他の学校教育施策

学校教育の成果は教職員の資質・能力によるところが大きいため、教職員の資質と指導力の向上等を目的にリモート研修会を開催するなど教職員研修に取り組むとともに、飲酒運転根絶などの服務管理徹底、新型コロナウイルス感染予防などの健康管理に取り組みました。

学校運営に関わっては、感染症予防のための消毒薬の確保や教材備品類の配置を行ったほか、児童生徒健康診断や就学援助制度の実情に即した適切な運用を行っています。また、児童生徒の安全に配慮しながら、効率的なスクールバス運行にも努めました。

児童生徒の安全確保については、交通安全・事故防止の運動、不審者情報への関係機関と連携した対応、防犯模擬訓練、各種防災訓練の実施などに取り組みました。このほか、ニセコ町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止やいじめが発生した場合の適切な対処に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置等により学校における教育相談や生徒指導支援に努めました。

（５）学校施設の維持整備

近藤小学校では児童の増加に伴い、教室不足となることから教室の増築工事を行いました。また、ニセコ高校では、老朽化のため校舎西側外壁に修繕が必要なことからタイル面の解体やモルタル補修、塗装仕上げ工事を行いました。

このほか各学校施設、設備について不具合の修繕を行うとともに、計画的に教職員住宅の修繕を実施するなど適切な維持管理に努めています。

（６）学校給食の充実

おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努めている学校給食センターでは、小学校から高等学校までの児童生徒、教職員等に対し年間約１００，８００食（１日当たり約５００食）の給食を提供しました。

給食で使用する食材については、安心できる産地食材の仕入れに努めるため、地元産の食材のほか国内産の食材を積極的に活用しました。

また、学校給食センターにおける衛生管理や安全確保の徹底を図り、安心した給食の提供を行いました。

施設面では、学校給食を確実に提供できるよう、施設や調理場の機器の点検を定期的に行い、劣化による更新、修理などの維持管理に努めました。

学校給食費は前年度から継続して、小中高等学校に３人以上の児童生徒が在学している家庭の第３子以降の学校給食費を免除するとともに、食材費が高騰するなかでも学校給食費の単価を前年度据置として、保護者負担の軽減を図りました。

社会教育

（１）青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的かつ自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。令和３年度は、第７期ニセコ町社会教育中期計画（令和２年度～令和６年度の第１年次）並びに教育行政執行方針に基づき社会教育事業を展開しました。第７期社会教育中期計画については、目的別の事業計画を基本目標として４つの分野についての視点を大切にしながら事業を進めています。

子育て支援体制の充実では、放課後の子どもたちが集い楽しめる場として、放課後子ども教室を５月から小学１～３年生に限定し週１回、英語に触れるメニューのほか、軽スポーツ等を行いました。また、ＰＴＡ連合会への支援など親と子のつながりを深める家庭の教育力向上に努めています。

読書活動については、ＮＰＯ法人あそぶっくの会が指定管理者として運営している学習交流センターを核として事業を展開しています。あそぶっくの会では、図書活動の充実を図るとともに、ブックフェスティバルとして小学生を対象に道立図書館の支援を受けながら実施しました。町民が集う交流施設として町民に浸透しています。また、「第２次ニセコ町子どもの読書活動推進計画」（平成３０年度～令和４年度）に基づき読書の習慣、読書環境の整備を引き続き進めています。

多文化が交流する機会の充実として、各種スポーツ活動や有島記念館を中心とした芸術・文化活動を行っています。

ニセコみらいラボ事業としてニセコの人・もの・自然などの様々な教育資源を体験し、発見や感動を通してふるさとの良さを知るとともに、将来に向けて逞しく生きる心・体を育むことを目的に、学校教育課と連携しながら各種講座を開催しました。

高齢者の交流する学習会事業は開催が厳しく、情報誌「友愛」を２回発行し特殊詐欺防止や熱中症予防などを呼びかけました。

芸術・文化

（１）芸術文化活動を支援する

豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努める活動の核となる有島記念館では、藤倉英幸展をはじめとする企画展を開催したほか、第３３回目となる有島武郎少年公募絵画展では２６２点の応募から９８点の入賞・入選作品を選出し、１１月３日に表彰式を行いました。その他、映像上映会の開催、町内の有志の方によるクラフト教室の開催や宮山登山会を行いました。芸術鑑賞機会の提供として、「野瀬栄進ジャズピアノコンサート」、「ギターデュオアンニュイコンサート」ほかを開催しました。有島記念館では、これら一連の取組みにより、入館者数を維持しています。

令和３年度においても新型コロナウイルス感染症の影響もありながら、6,073人が来館し、広く有島の啓蒙と芸術文化の振興に資することができました。

有島記念館の活動以外では、町内児童生徒が書写・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒の作品展示を行いました。さらに、町民一人ひとりが自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会への支援などを行いました。

スポーツ

（１）気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティ活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

例年多くの町民参加を得て開催している町主催の各種スポーツ大会（ふれあい町民運動会、全町ソフトボール大会、全町バレーボール大会）は、残念ながら、令和３年度も新型コロナウイルス感染症の影響から中止せざるを得ませんでした。ただ、その中にもあっても、密を回避する方法や施設運営内容を工夫しながら、町民に運動機会を提供できるよう業務を進めました。

ニセコみらいラボ事業の一つとして、町内小学校５・６年生を対象とした「ニセコチャレンジ」（事前登録型）を実施しました。ふるさとニセコの自然の中で、野外活動などの体験を通じ、ふるさとを知り、またチャレンジすることの大切さを学ぶことを目的として複数回継続で開催するもので、木工体験・羊蹄山一周サイクリング・羊蹄山登山・川遊び体験・火おこし体験・自転車で昔のニセコを巡るツアーなど日頃行うことが少ない内容を企画実施し、一人ひとりが達成感や自信を持つ機会となりました。

また、2030 冬季札幌オリンピック・パラリンピック招致に向けては、令和３年１１月に札幌市が公表した冬季競技大会概要（案）の内容周知など、札幌市や関係団体と連携して活動を進めました。

さらに、北海道日本ハムファイターズベースボールアカデミーからコーチを招き、小中学生の野球技術指導に加え、夢を実現させた方法として特別講話を行いました。

地域特性を生かしたスポーツ活動として、町内スキー場３事業者のご協力と町からの助成金により、子どもたちがスキーリフトシーズン券を購入する時の保護者負担額を安価にし、多くの子ども達がシーズン券を購入しスキーやスノーボードといった、ニセコ

ならではのウィンタースポーツを気軽に楽しめる環境づくりを進めました。

体育協会では、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となる活動を行っています。

特に、積極的な少年団活動を支援するため、活動費に対する補助を行い、子どもたちのスポーツ活動を応援しています。

8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます

健康・医療

(1) 健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくり対策の充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めました。また、第2次ニセコ町健康づくり計画は令和3年度が最終年となることから、新たな第3次計画を策定しました。

① 成人の各種健康診査

30歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。

特定健診の受診者数は322名で受診率は32.5%となりました。引き続き受診率の向上に努めて行きます。

また、がん検診推進事業として子宮がん検診無料クーポン券、大腸がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。

各クーポン券利用者は子宮がん検診22.7%、大腸がん検診17.2%、乳がん検診26.2%となりました。

② 乳幼児の健康診査

乳児、1歳6か月、3歳児の成長の節目となる時期に健康診査を実施し、それぞれ対象児の88.5%、92.6%、88.8%の乳幼児が受診しました。また、就学前の相談機会となる5歳児健康診査については、92.3%の幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは、訪問支援などを行い子育て支援センターと連携して健康管理や育児支援に努めました。その他、乳児健康相談を年2回開催しています。

むし歯予防対策では歯科健診やむし歯の予防指導、フッ素塗布事業を年2回実施し、継続した健診とブラッシング指導を行いました。

また、フッ化物洗口における予防は、幼児センターにおいて年中児、年長児を対象に76人中45人が実施しました。

③ 管理栄養士の活動

令和3年度は、管理栄養士による生活習慣病予防や改善を目的とした成人向け料理教室を2回、食の安全安心教室を1回開催しました。また、食生活についての相談業務を引き続き行うほか、乳幼児を対象とした離乳食教室（育児セミナー）を2回、幼児センターでの幼児食教室（食育教室）を9回開催し、食を通しての子育て支援に取り組みました。

④ 妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査では、すべての妊婦さんに定期健康診査は14回を上限、超音波検査は6回を上限に助成しました。妊婦1人平均10.7回の助成券利用があり、妊娠中

の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

⑤ 不妊・不育症治療への助成

保険適応外の特定不妊治療と、不育症治療を受けている方に対して自己負担の一部を助成する制度を実施しています。

北海道の助成対象者のほか、所得要件で北海道の助成対象とならない人も対象としています。令和3年度の実績は特定不妊治療が6名延べ15回、不育症治療が1名1回の利用となりました。

⑥ 健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりは重要であり、健康運動教室は11回開催し、参加者は運動の楽しさと継続することによる効果を学びました。

4町村健康支援事業は、社会福祉協議会が補助事業として継続実施しており、参加者の血圧管理や運動歩数の記録など健康管理を行いました。

地区巡回健康教室は、コロナ禍の影響で令和3年度は中止としました。

⑦ こどもの予防接種

乳幼児期の定期予防接種では対象児の平均接種率が84.4%となっています。また、19歳未満の季節性インフルエンザ対策では、ワクチン接種費用の一部について助成を行い、接種率は26.3%となっています。

⑧ 大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策として、19歳～64歳の非課税世帯の方と65歳以上の高齢者を対象に、ワクチン接種費用の一部助成を行い感染予防に努めました。65歳以上の方の接種率は、48.0%となっています。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンについても一部助成を行っており、接種率は31.4%となっています。

風しん抗体検査の検査実施率は35.6%で、このうち抗体がなかった者の割合は15.6%となっています。

⑨ 健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会及び保健委員会を設置し、健康づくりに関する情報交換などを行いました。また、第3次ニセコ町健康づくり計画の作成に当たっては、ヒアリングや計画内容の助言などをもらっています。

⑩ 保健・医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、引き続き倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などを助成し、救急医療や在宅ケアの充実を図りました。

⑪ エキノコックス感染防止対策

昨年同様町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を年7回実施しました。また、感染状況調査について、抗原陽性率（キツネのフンにエキノコックス成虫が出している排出物があるも

の)は1%、虫卵陽性率(キツネのフンにエキノコックスの虫卵があるもの)は0%でした。

(2) 国民健康保険事業

国民健康保険事業は、北海道が保険者となり、ニセコ町は窓口業務や保険税の賦課徴収事務、特定健診事務等の事務を行っています。

特定健診では、1日簡易ドックの受診者と合わせ322人が受診し、そのうち20人に保健指導を行っています。

ニセコ町の国保会計の状況は、令和2年度後志広域連合分賦金清算金1,034万円の収入があったことなどから、国保基金へ1,620万円の積立てを行いました。年度末現在の基金残高は、7,912万円となっています。

国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区 分	実 績
被保険者数	1,425人
保険医療給付費	
給付件数	14,261件
給付金額	4億2,263万円
1人当たりの年間医療費	29万円
高額医療費	4,504万円

(3) 後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金、約1割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合う仕組みとなっています。

この高齢者の保険料は2年ごとに保険料率を見直すことになっており、令和3年度の保険料率は、均等割52,048円、所得割10.98%となっています。

ニセコ町の後期会計の決算状況は、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金5,453万円、事務経費86万円、保険料の還付金9万円となり、会計の歳出額は5,548万円となりました。

(4) 医療に対する各種給付事業

ニセコ町では子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を18歳までのすべての子どもとし、所得制限は撤廃しました。令和3年度に支払った医療費は、1,189万円となりました。

また、北海道医療給付事業により実施している重度心身障がい者医療給付事業及びひとり親家庭医療給付事業も所得制限を撤廃し、医療費は759万円となりました。

未熟児養育医療給付事業の令和3年度実績は、15件で168万円となりました。

（５）新型コロナウイルスワクチン接種事業

令和３年度は、ニセコ医院での個別接種とニセコハイツ、町民センターでの集団接種を行い、５４日間で延べ６２回の接種を実施しました。接種率は初回接種（１回目・２回目）で約７５％、追加接種（３回目）で約３０％の方が接種済みとなっています。

高齢者福祉

（１）高齢者の福祉

ニセコ町第８期高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が自立して暮らすことができる健康づくり、高齢者が安心して生活できる支援体制づくり、高齢者がいきいきと暮らせる生活環境づくりを基本目標とし、高齢者福祉を推進しました。

具体的な取り組みでは、福祉灯油の助成、私道除雪サービス、高齢者住宅前通路除雪費扶助、綺羅乃湯入館料の助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給、敬老祝い品の発送、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、老人福祉施設入所費扶助などを実施しました。また、令和３年度は高騰する灯油代に対応し６５歳以上の非課税世帯に特例福祉灯油の助成を行いました。

地域福祉の活動拠点を担う社会福祉協議会へは委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するための除雪派遣サービスを行ったほか、配食サービスは週２回実施し利用者の利便性を図りました。

認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るための高齢者グループホームについては、運営に必要な経費についてニセコ福祉会へ補助し、安定的な運営が行われるよう支援しました。また、老朽化しているニセコ福祉会の施設設備については、電気設備に係る工事費や地下燃料タンクの清掃費、ハイツ自動ドア修繕費に補助を行いました。新型コロナ対策としては、ＰＣＲ検査キットの購入や感染防止に対応する介護員、清掃員の人件費補助のほか、コロナ禍でも安定したサービスが提供できるよう事業所へ交付金の支出及び介護従事者等へ１人３万円の慰労金を給付しました。

（２）介護保険事業

高齢者は、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいる方も多く、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防事業を中心とした運動教室（貯筋教室）、高齢者向け健康教室、家族介護教室を開催しました。また、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、在宅生活の支援を充実しました。

令和３年度介護保険事業の後志広域連合負担金の合計額は、６，６８６万円となっています。内訳は、在宅・施設サービスなどの介護給付費の町村負担金４，９７７万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費４３８万円、介護認定審査会経費２２０万円、事務費等８６１万円、低所得者保険料軽減負担金１９０万円となっています。

意思能力の継続的な衰えが認められた高齢者などに、法律的な支援を行う成年後見人制度については、社会福祉協議会への委託事業として制度の普及を図りました。また、令和３年度は１名が町長申立による後見の該当となりました。

9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります

高齢者福祉

(1) 国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

本町窓口で受付した手続きは、裁定請求書及び失権届書 51 件、関係届 197 件、免除申請 127 件となっています。

・国民年金 1 号被保険者該当年間被保険者数：705 人（前年度 732 人）

児童福祉

(1) 幼児センター「きらっと」の運営

幼児センターでは、乳幼児期の子どもたちが健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、家庭や地域と連携しながら保育・幼児教育の総合的な提供を行っています。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染対策を継続しつつ、子ども一人ひとりの健やかな発達成長を支えられるよう、一部行事等の見直し工夫を行い、安全安心に利用できる園運営に努めました。

幼児教育・保育の面では、特別な支援を要する幼児への補助教諭の配置のほか、指導力向上の研修や小学校との連携などに取り組み、保育の質向上にも取り組みました。

子育て支援センター「おひさま」は、地域の子育てを支え安心してゆとりある子育てができる環境づくりの拠点として、保育室の自由開放、子育ての相談や情報提供、各種講座などを実施するとともに、一時預かり保育や休日保育事業などにより子育て中の家庭への支援を行いました。

(2) 児童福祉・ひとり親福祉

令和 3 年 4 月から教育委員会内に子育てに関する施策に一元的に対応する部署としてこども未来課を設置しました。日本ユニセフ協会が提唱している子どもにやさしいまちづくり事業にも参画しながら、町全体の子どもに関するまちづくりの施策の強化に取り組みました。

子どもが安心して安全に過ごす場所として開設しているニセコこども館では、放課後に保育が必要な小学 1～6 年生までの受け入れを行ったほか、ゴールデンウィークと年末年始の長期休暇中には、子育て支援に取り組む NPO 法人ニセコ未来サポート隊に子どもの保育事業の実施を委託し、切れ目のない保育の提供に努めました。

児童福祉については、児童手当の給付を行うほか、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症が流行する中で、子育て世帯支援の取り組みとして、非課税世帯の 18 歳以下の子ども 1 人につき 5 万円の給付と、年収 960 万円未満の世帯で 18 歳以下の子ども 1

人につき10万円の給付を行いました。

ひとり親福祉対策では、低所得世帯への福祉灯油助成を継続して実施しました。

障がい者福祉

（１）障がい者福祉の充実

障害者総合支援法等に基づく第3次ニセコ町障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画により、支援の必要な方へ必要なサービスを実施しました。

具体的取り組みでは、障がい者自らがサービスを選択利用する訪問系支援（ホームヘルプ）、日中活動系支援（就労移行支援、就労継続支援、短期入所支援）、居住系支援（グループホーム、施設入所支援）のほか、身体障がい者（児童）補装具の給付、重度身体障がい者日常生活用具給付を行いました。

また、障がい者への福祉事業として、移動支援事業やじん臓機能障がい者通院費、障がい者福祉施設通所費、心身障がい児の療育施設通園費に対する費用の一部助成、障がい者及び介護者に対する綺羅乃湯入館料の一部助成、重度障がい者タクシー料金扶助を行い支援体制の充実を図りました。更に、知的障がい者福祉の充実を図るため、地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成と障がい者福祉団体である身体障害者福祉協会に対して引き続き助成を行いました。

10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります

防災・防犯

(1) 交通安全運動の推進

町は、各関係機関・団体と連携を図りながら、各種交通安全対策や交通安全運動を実施しており、その運動を支える2つの団体（ニセコ町交通安全推進委員会、ニセコ町交通安全協会）の活動費に対し補助を行っています。

各団体は連携し、ニセコ町交通安全指導員協力の下、年間6期の交通安全運動や朝の街頭指導、交通危険箇所への交通安全旗及び看板設置、交通安全啓発活動等を実施しています。

本町においては、令和3年度に死亡事故などの重大交通事故は発生しておりませんが、引き続き、町民のみならず通過車両に対しても交通安全対策の積極的な推進に努めます。

(2) 街路灯の維持

町が所有している街路灯の電気料は、LED化したことにより平成27年度と比較し約30%の削減となっています。また、自治会等が管理している街路灯の電気料に対し60%以内の額を助成しています。

・街路灯の設置数 町管理：405基、自治会等管理：273基、計：678基

(3) 街路灯の整備（LED推進）

平成24年度から社会資本総合整備事業を活用して、町内の街路灯のLED化を進め、平成27年度に完了しました。令和3年度は、町所有街路灯1基の改良工事（ナトリウム灯からLED灯へ）のほか、2基の修繕工事（福井・曾我地区）を実施しています。

(4) しりべし弁護士相談センターの運営

法律相談は管内各町村が負担し、岩内町で地域の法律相談窓口の確保を図っています。

平成25年10月より札幌弁護士会地域司法対策員会主催による無料法律相談会がニセコ町民センターを会場に毎月第1、第3火曜日の2回（後志地域9町村）で開催されています。

また、令和3年度も引続き机上にアクリル板を設置したほか、緊急事態宣言中は対面での相談から電話相談等に変更するなど、新型コロナウイルス感染予防の対策を取りながらの実施となりました。

(5) 原子力防災への取り組み

① 北海道原子力防災訓練の実施

北海道並びに本町を含む後志管内13町村が実施主体となり、平成24年度から引き続き9回目の北海道原子力防災訓練を実施し、10月31日（土）に意思決定訓練及び実動訓練を実施しました。

本町では、災害対策本部等設置運営訓練、緊急事態応急対策等拠点施設(OF)運

営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、住民等避難訓練、広報訓練、原子力災害医療活動訓練、防災教育など、多くの人に参加しました。今後とも町民参加の実践的な訓練となるよう内容の工夫に努めます。

② 泊原子力発電所の安全対策の確認

原子力環境センターが実施する四半期ごとの立入調査に防災担当職員を同行させ、泊発電所の放射性廃棄物の放出保管状況の確認や安全確認に関する情報収集などを行いました。

（６）防災力の強化と防災資機材の充実

防災対策の担当として、役場総務課に防災専門官、防災係１人を配置し、庁内職員の連携のもと、自然災害対策並びに原子力防災対策に備えました。

平成２２年度から防災資機材の整備充実を進めていますが、令和２年度は、原子力防災対策費補助金を活用して、備蓄食料品・飲料水、圧縮毛布、可搬型発電機を購入しました。このほか、原子力防災訓練、防災ラジオ起動訓練等災害発生時に的確に対応するための取り組みを行いました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を広報「ニセコ」で行いました。

（７）消防力の強化

羊蹄山ろく消防組合では、消防体制の充実を図り地域のみなさんが安心して生活ができるよう計画的な機器の更新や職員研修を行い、消防力強化に取り組んでいます。

婦人消防クラブ、少年消防クラブの育成に努め、町全体の消防力、救急への対応力の向上を図っています。なお、消防庁舎の耐震強度が基準に満たないため、移設新築を検討することとしています。

（８）消費者保護の取り組み

平成２２年からニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の７町村の共同運営により、消費者からの相談を公正な立場で対応する「ようてい地域消費生活相談窓口」の設置並びに専門相談員を配置し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの業務を行っております。ニセコ町役場内に窓口や相談ダイヤルを設け、専門の相談員により相談やあっせんなどの業務を行い、昨年度は７０件の相談を受けており、今では地域にとってなくてはならない大切な窓口の一つとなっています。

（９）防災拠点としての役場新庁舎

役場新庁舎は、町民が気軽に訪れる施設であると同時に災害時に町民を守る防災拠点として、災害時にも対応できる重要な施設であります。新庁舎建設では、基本設計・実施設計・建設工事と４年の歳月をかけて令和３年５月６日に開庁しました。

今後も、町民に親しまれる庁舎を目指し、適切な維持管理を進めていきます。

1 1. 住民みんながまちづくりを考え、活動します

住民自治

(1) ニセコ町総合計画とニセコ町自治創生総合戦略の推進

第5次総合計画(平成24年度から12年間)では、令和2年度から令和5年度までの最後の4年間についての見直し作業を終えました。ニセコ町が進むべき道筋をビジョンとしてまちづくりの方向性を示し、町民目線から見た計画推進を行っています。

地域経済を豊かにし資金や人材を呼び込むための地域経済戦略である自治創生総合戦略では、令和2年3月に「第2期ニセコ町自治創生総合戦略」を策定し、切れ目なく自治創生に向けた取り組みを進めています。

(2) ニセコ町まちづくり基本条例の運用について

ニセコ町まちづくり基本条例(以下「条例」という。)は、条例が現在の住民自治に相応しいものであり続けるために、4年に1度見直し作業を行っています。前回は平成29年度及び平成30年度の2年間で見直し作業を終えました。なお、この作業による条例改正はなかったものの、条例の運用について、各種課題の指摘がありました。

ニセコ町は、小規模自治体でありながら、社会増を背景に人口規模を概ね維持しておりますが、一方で住民ニーズは多様化しており、住民自治を形成するうえで、まちづくり基本条例はますますその重要性を増しています。

(3) SDGsの取り組み(株式会社ニセコまち)

SDGsとは、「持続可能な開発目標」として、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(行動計画)にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

ニセコ町は、平成30年6月に国から「SDGsモデル都市」の選定を受け、同年8月に「SDGs未来都市計画」を策定しました。住宅不足や働き手不足の解消、エネルギーの有効活用などを目指して、「NISEKO生活モデル地区(ニセコミライ街区)」に取り組んでいます。この事業は市街地近郊でエネルギー、景観、自治活動などに配慮した街区整備を行うもので、令和2年7月、地域事業者、クラブヴォーバン、ニセコ町が出資した、「株式会社ニセコまち」が主体となって進めています。ニセコ町が世界に誇る持続可能なまちとして、価値を高めていくため、「モデル街区構築事業」と「地域エネルギー事業」を進めています。

【NISEKO生活モデル地区構築事業資金貸付】

申 込 者：株式会社ニセコまち 代表取締役 高橋 守

貸 付 額：100,000,000円

償還方法等：借入翌年度から9年間据置期間後、10年間の元金均等割賦償還
無利息

貸 付 日：2022年2月18日

最終償還日：2041年3月31日

その他：本貸付の原資として、ニセコ町土地開発公社よりニセコ町への寄附1億円受領（1月24収入）

（４）情報公開、個人情報保護

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、町民のみなさんの知る権利を保障するとともに、個人情報が適切に保護されように必要な対策を進めています。また、町が行う

情報公開に対する不服申立てが生じた際に、適切に対応できるよう情報公開審査会や個人情報の取扱いに対する諮問等を行う個人情報保護審査会を設置し、町の情報の公平公正に運用を行っています。

なお、情報公開及び個人情報の運用状況は、6月に開催したニセコ町議会定例会に報告するとともに、広報「ニセコ」7月号に掲載しています。

（５）広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として工夫、改善しながら取り組みを進めています。

① 広報紙、予算説明書

広報ニセコ、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、町の説明責任を果たし情報共有を進めるために継続発行しています。

② 町公式ウェブサイト（インターネット）の状況

システムの老朽化等により、平成30年3月27日より、新たなウェブサイトを公開しています。

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ページビュー数	806,083	968,427	933,251	1,066,577	1,189,130
セッション数	599,096	727,209	401,489	478,090	537,720
平均セッション時間	1分24秒	1分9秒	1分37秒	1分30秒	1分31秒

③ まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、令和3年度のまちづくり町民講座は7回開催しました。ニセコ高等学校の振興、コモンから考える森林、まちづくり基本条例20周年記念座談会、景観、持続可能な観光などをテーマに開催し、208人が参加しています。まちづくり懇談会は、町内8会場で開催し、延61人が参加。こんにちは町長室・おぼんです町長室は8回開催し、15人の来訪がありました。

④ 各種団体等視察の受け入れ

自治体間の視察は、優れた取り組みを学びあい、その取り組みを今後の仕事に取り入れる好機となっており、行政特有の取り組みです。

令和3年度は、NISEKO生活・モデル地区構築事業や景観づくりに関する視察等について、北海道建設部主催の北の住まいのツアーや大学、自治体など11団体100人（前年度76人）の視察を受け入れています。

⑤ 開町120周年記念映像・記念誌

明治34年（1901年）に狩太村が誕生してから120年となりました。現在のまちの様子や貴重な過去の映像・写真を織り交ぜた映像記録とまちの紹介・映像コンテンツを制作しました。また、120周年記念誌を作成し、町民へ配布しました。

（6）まちづくり活動

① まちづくり委員会

まちづくりの様々な議論の場として、ニセコ町まちづくり委員会を設置しています。

また、子どもたちがまちづくりに参加する場として、「小・中学生のまちづくり委員会」を設置し、教育委員会が取り組む「子ども議会」とともに、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。

令和3年度は、防災意識の醸成を図るため「ニセコ町の防災について考えてみよう」をテーマに、フィールドワークを行うなど子ども委員会を3回開催しています。

② ふるさとづくり寄付

ニセコ町ふるさと寄付条例は、まちづくり基本条例（第14条及び第50条）で規定する町内外の人々との連携による多様なまちづくりへの参加を実践するとともに、寄付金を財源として寄付者の社会的投資を具体化することにより、他都市に住む人の第二のふるさとづくりを目的として平成16年9月17日に制定しました。

寄付者とのつながりを持つため、シンクタンクである一般社団法人構想日本が提唱するふるさと住民票の取り組みとして、ふるさと住民カード「愛称：ニセコアンカード」の発行を開始し、対象者にニセコ町の情報発信などを行っています。

また、令和2年度から企業版ふるさと納税をスタートし、多様な参加・パートナーシップによる個性あふれるふるさとづくりを進めています。

【令和3年度：寄付額】

個人：47,950,000円／1,460件（前年度19,454,200円／452件）

企業：39,400,000円／7件（前年度500,000円／1件）

【ふるさと住民票発行者数】

令和3年度末：144人（前年度末92人）

（7）住民主体による花や木の植栽活動

NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民により実施する中心市街地（綺羅街道）への花の植栽事業、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」、中央連合町内会の活動に要する備品整備に対しコミュニティ助成事業として補助を行いました。

（8）国際交流事業

日本語能力の高い海外青年を受け入れ、国際交流・多文化共生・観光振興等に従事し

ていただき、国際交流のイベントの企画・運営・各母国語での通訳・SNSでの多言語発信など、町民の国際交流相互理解及び国際化を推進しています。

令和3年度は、中国、アメリカ、ドイツ、マレーシア、カナダから計5人の交流員の受け入れを行い、これまでに18人の国際交流員を任用してきました。

コロナ禍のため対面でのイベント等が開催できずにいますが、オンラインを活用し、多文化の紹介などを行っています。

（９）移住・定住対策

移住定住相談体制の充実に向け、令和元年度より委託事業として、中央倉庫に移住定住相談窓口を設置しています。オンライン相談対応やオンライン移住相談会への出展など、コロナ禍での対応も柔軟に取り組んでいます。

（１０）地域おこし協力隊・集落支援員事業

地域おこし協力隊は平成23年度から導入し、令和3年度は、過去最大数の任用で、継続18人、新規11人の計29人となりました。また、新規募集についても、新たに「お試し協力隊」事業を行うなど事業拡大に努めてきました。また、令和3年度の卒業隊員11人の内9人が、就業や個人事業主としてニセコ町に定住しています。

集落支援員は平成22年度から導入し、令和3年度は5人がさまざまなまちづくり活動やまちづくりを通じた点検活動により、集落の実情や課題を把握し、集落の維持活性化に必要となる対策を行っています。

（１１）コミュニティ施設の維持管理

ニセコ町民センターの管理運営については、ニセコ町商工会に委託しており、令和3年度は、2,191件、26,594名の方が利用されました。

新型コロナウイルス感染症の影響で前年度同様大幅に減少となりましたが、利用対象者の設定（基本ニセコ町民のみ利用可能など）を行うなど、感染症対策に努めました。

西富地区町民センターは、周辺地域のみなさんが主に利用しており、使用時の玄関開錠や施錠・点検等一部業務を、地域の方に委託しています。なお、令和元年度に新しい西富地区町民センターが完成し、令和2年度の駐車場など外構工事の実施によって、西富地区町民センターの一連の整備が完了しています。

また、地域の集落再編により設置された各コミュニティセンターの維持管理については、指定管理者制度を適用し各地域自治会が行い、火災保険料や駐車場の除雪など費用の一部は町が負担しています。

今後も、各自治会と連携し施設の適正な管理に努めます。

- ・対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコの地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曽我活性化センター

（１２）戸籍、住民記録に関する事務

本町の年間の異動は、自然増減（出生・死亡）が11人の減少、社会増減（転入・転

出等)では2人減少し、令和3年度末では前年度比13人減の4,887人となりました。

1世帯当たりの人数は1.96人で前年度からほぼ横ばいとなっています。

外国人については、ニセコエリアを拠点に観光産業への従事者や様々な活動を展開する方の居住により平成18年度以降急激に人口が増加し令和2年1月末には660人の住民登録がありましたが、新型コロナウイルスの影響から令和4年1月末は281人と減少に転じています。

・ニセコ町の人口動態

年度	区分	男	女	計	世帯数
令和3年 年度末	日本人	2,263人	2,352人	4,615人	2,340世帯
	外国人	168人	104人	272人	159世帯
	計	2,431人	2,456人	4,887人	2,499世帯
令和2年 年度末	日本人	2,262人	2,346人	4,608人	2,329世帯
	外国人	172人	120人	292人	189世帯
	計	2,434人	2,466人	4,900人	2,518世帯

(13) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

個人番号カード(マイナンバーカード)の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情報システム機構(通称J-LIS)」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報情報を徹底し厳格な運用に努めています。

・個人番号カード(マイナンバーカード)の交付状況(累計) (前年度)

令和4年3月末申請枚数	2,112枚(1,632枚)
地方公共団体情報システム機構からの受領枚数	1,906枚(1,325枚)
令和4年3月末交付枚数	1,819枚(1,213枚)

行財政

(1) 議会の活動

令和3年中の議会の開催は、定例会4回、臨時会7回となりました。条例の制定や改正、予算審議、陳情書や意見書等の審議を行ったほか、予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行ないました。令和3年もコロナ禍が続き、説明員の参加を減らすなど、感染予防に配慮した会議運営となりました。

常任委員会(総務及び産業建設)では、それぞれが所管する事務について調査を行う「所管事務調査」を実施しています。議会が議決した本年度予算がどのように執行されているのか、当面する行政課題は何かなど、担当課等から説明を受け、出席した職員と意見交換をしつつ、改善点の申し入れを行っています。

また、行政側の政策課題や提出された議案の理解を深めるために議員協議会を開催しています。特に令和3年は、北海道新幹線の整備による並行在来線の取扱いや、特定放

放射性廃棄物についての理解を深めるなど、将来にわたる重要な地域課題についての議論が行われました。

「議会報告・町民との意見交換会」は新型コロナウイルス感染予防の観点から開催を見送りました。

今後も住民の視点に立った立場で、課題解決に取り組んでいきます。

（２）議会だよりの発行

令和３年度も年４回、定例会の内容を中心に「議会だより」を発行しました。作成にあたっては「議会だより作成委員会」において議論し、掲載内容を決めています。今後も町民のみなさんが読みやすいよう、紙面の見直しを行っていきます。

（３）監査委員の活動

毎月の出納検査のほか、８月の決算監査、２月には定例監査を行いました。

（４）課税や納税に関する事務経費

令和３年度分の町税収納率は、国民健康保険税を除く町税合計で現年分が 99.91%、滞納繰越分は 84.04%となりました。対前年度比では、現年分が 4.49 ポイントの増、滞納繰越分が 33.23 ポイントの増となっています。また、現年と滞納繰越分合計でも 99.12%と、初めて総額でも収納率が 99%を超えました。なお、収納率向上の大きな要因は、現年と滞納繰越分いずれも固定資産税によるものです。新型コロナウイルス感染症に伴う徴収の猶予制度が令和２年度限りで終了し、猶予されていた分の固定資産税が完納に至ったことで、特に滞納繰越分の収納率が大きく向上しました。

収入額は現年分で 8 億 4,471 万円、滞納繰越分で 3,729 万円、合計で 8 億 8,200 万円となり、対前年度比で 1,590 万円の増収となりました。増収の要因は前述の固定資産税に加え、観光入り込みが僅かながら回復し、それに伴い入湯税収入が微増となったことなどが挙げられます。

一方、国民健康保険税の収納率は現年課税分が 99.03%、滞納繰越分が 57.34%、全体では 97.88%となり、収納率は 11 年連続で前年度を上回ることができました。特に、現年分では今回初めて収納率が 99%を超え、一般的な税目に近い収納状況を達成することができました。なお、収入額は総額で 1 億 5,817 万円となり、対前年度比 364 万円の減収となりました。

以上のとおり、令和３年度の税収は辛うじて対前年度よりも増収となったほか、収納率は過去最高の実績を残すことができました。

なお、今般のコロナ感染症や急速に進む物価高などが影響し、本町の景況感はいまだ不透明な状況です。しかし、町では今後とも、先行きが不透明な中でも自主財源を確保するため、確実な課税と高い収納率の維持に努めます。一方で、不安定な景気により生活状況が厳しく、納税が困難な方も少なくないことから、税の減免や納付の猶予なども積極的に働きかけ、納税者の生活再建も含めた収納対策を心がけています。

あわせて、近年は税制などが複雑化しているほか、景気対策や生活支援を目的とした税の減免や給付金などの情報があふれています。これらの情報を必要なみなさんに确实

にお届けできるよう、今後も税関連の的確なお知らせのあり方を日々改善いたします。加えて、近年は税をはじめ行政においても更なる電子化やD X（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められています。税務課職員においては税制だけでなく、広報やD Xなど様々な分野で絶え間なく知見向上が求められていることから、職員の自主的かつ専門的な研修を推進しており、今後も職員能力の向上に努めます。

（５）役場職員の研修、人材の活用、目標管理

多様化する住民ニーズに対応し、住民の視点に立った住民主体のまちづくりを進めるため、職員の資質の向上や意識改革が重要であると考えています。

職員にはまちづくりの専門的知識の習得とともに、柔軟な発想力と対応力、情報収集能力を持つことが求められます。そのため、初任職員の基礎研修をはじめ、採用年数に応じた研修に参加させるとともに、専門の研修機関での実務研修や自主企画による提案型研修を実施しています。

そのほか、将来のニセコ町を担う人材育成に努め、採用と合わせ、職員能力の平準化や町民からの要望に対する柔軟な対応力を養成しています。

令和３年度の職員採用では、職員の年齢などのバランスを考慮しつつ、次世代を担う人材を採用するため、採用試験の内容を見直しています。今後も、持続可能なまちづくりに活かせるような人材の確保を行っています。

（６）町有財産の管理・運用

町が所有している施設や土地について、適切な管理運営を図っています。施設の有効活用を図るため、必要な改修や整備を行い、土地についても適切に維持管理を行っています。また、貸出している町有財産については借り手側と協議しながら、適切な維持管理を行います。

① 職員住宅の維持管理

現在、１２棟の職員住宅を保有し、２２室の管理を行っています。これらの住宅は、建築から３０年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況ですが、補修を行うなど良好な維持管理に努めています。

また、職員住宅が不足している分については、民間住宅を利用しつつ、住宅不足の解消を図っています。

② 町有財産の売却及び取得（土地）

令和３年度は道路用地等として、４１，８３６．７３㎡を購入又は寄附を受けました。また、愛知県在住の方などから、２２筆２０，４９５．２７㎡の寄附をいただきました。

（７）行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務を処理するコンピュータシステムを安定的に運用するために、システムの開発や運用を共同で行う北海道自治体情報システム協議会（北海道町村会情報センター）に加盟し、システムの共同調達や開発、運用を効率的に進めています。また、災害発生

時の危機的状況のときにもシステムの安定運用を図るため、主なデータはデータセンターにおいて保存し、運用を行っています。

今後の課題としては、政府が進めているデジタル社会の実現に対応するため、自治体DX推進計画への対応、自治体の情報システムの標準化や共通化への対応、セキュリティ対策の強化などを進めていきます。町としてもデジタル社会に向けた、さらなる自治体DXへの取り組みの強化を図ります。

（８）選挙事務

令和３年度は町長選挙と衆議院議員総選挙があり、適正な選挙事務執行を行いました。また、提示登録時に適切に選挙人名簿の調製なども適正に実施しています。令和４年度は、任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行、知事選挙と道議会議員選挙の告示が予定されていますが、選挙日程を確立しつつ、遅延のないよう、日程に沿った選挙の実施に向けて取り組みを進め、万全の体制を整えていきます。

（９）計画的な行財政運営

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助金など、さまざまな財源を確保するとともに、過疎債や辺地債などの有利な借入を計画的に活用します。

令和３年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率８．０％（令和２年度１０．０％）となり、前年度より改善が図られました。今後、特別会計を含めた公債費については横ばい傾向が続いた後に、役場新庁舎の元金償還が始まる令和７年度頃から増加に転じる見込みです。

また、将来負担比率は５３．４％（令和２年度６２．５％）となりました。これは、基金の増加により、比率が低下したものです。令和３年度は町債残高が減少しましたが、国営農地再編整備事業による借入れが行われるまでは、この傾向は続くものと予想されます。基金については地方交付税が大幅に増加したこと、財源のある事業執行に努めたことなどから、残高が増加しました。

今後も歳入を最大限確保するとともに、各種基金の積立てまたは取崩しを最大限圧縮するなど継続的に比率の改善に努めていきます。

（１０）地籍成果の管理・運営事務経費

平成２２年度から地籍デジタルデータの更新作業を行い、地籍調査成果管理システムの運用を行っています。データ化することで地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など、地図を使った他業務への活用が行われています。

(11) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し生活・暮らしの支援をするため臨時特別給付金事業を実施しました。

プッシュ式による対象世帯数	590 世帯
申請件数	490 世帯 (申請率 83.1%)
給付件数	488 世帯
辞退件数	2 世帯
家計急変世帯給付件数	0 世帯
転入世帯住民税非課税給付件数	10 世帯
給付件数総数	498 世帯
給付済総額	49,800,000 円 (3 月末現在)